

平成20年4月から 後期高齢者医療制度が始まります

75歳以上のすべての方(一定の障がいのある方は65歳以上)が加入します
窓口での自己負担は老人保健と変わりません
新たに1人に1枚の後期高齢者医療の保険証が交付されます
保険料は原則として年金から自動的に納付されます

対象になる方は75歳以上

平成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。

この制度の対象となる被保険者は、75歳以上の方です。(65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された方も対象となります)

新たに加える方は

75歳以上のすべての方が対象になるため、これまで健康保険組合や共済組合の被扶養者だった方も後期高齢者医療制度に加入することになります。

75歳以上の
国民健康保険の
被保険者

脱退

後期高齢者
医療制度に加入

脱退

75歳以上の
健康保険組合、共済組合
などの被保険者・被扶養者

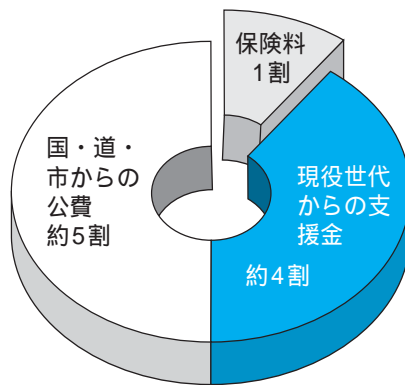
名寄市は低い保険料率です

名寄市では、一人あたりの老人保健医療費が全道平均よりも2割以上安かったことから、特別で今後6年間低い税率が適用され、平

成21年度までの2年間は約14パーセント低い保険料となります。全道で対象となるのは15市町村で、市では名寄市だけが適用されました。

保険料の負担は

医療給付などの必要な財源は、医療機関の窓口で支払う一部負担金を除くと、加入者の保険料が1割と、国や道、市からの公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割で構成されます。



保険料は、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」(以下「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」に区分されます。

均等割
37,116円

+

所得割
8.29%

=

保険料

お医者さんにかかるときは

後期高齢者医療制度では、老人保健と同じようにお医者さんにかかることができます。また、その他の給付についても老人保健と同様に受けられます。

一般の人……

1割負担

現役並みに……
所得のある人

3割負担

受けられる給付は

医療費が高額になったときの高額療養費や入院したときの食事代など、老人保健と同様の給付が受けられます。

保険料の納付方法は

保険料は、原則、介護保険料と同様に、年金から自動的に納付されます。

ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替などの方法で納めていただきます。

保険料の計算のめやす

被保険者が支払う保険料の額について、年金収入ごとのめやすを夫婦世帯と単身世帯別に作成しました。全道の保険料と国保（名寄市）の保険料についても参考にしてください。

所得が低い世帯は、世帯全体の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽減されます。
 なお、保険料の年間の限度額は、50万円となっています。

夫婦世帯の場合（世帯中、課税所得対象は1人の年金所得）

【単位：円】

年金収入額	120万円	150万円	180万円	200万円	220万円	250万円	300万円
名寄市の保険料	22,200	22,200	59,400	98,300	114,900	154,600	196,000
全道の保険料	25,800	25,800	69,100	114,200	133,500	179,600	227,800
名寄市(国保)	22,200	22,200	63,000	111,200	137,200	191,000	256,000
軽減の適用	7割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	2割軽減	軽減なし	軽減なし

単身世帯の場合

【単位：円】

年金収入額	120万円	150万円	180万円	200万円	220万円	250万円	300万円
名寄市の保険料	11,100	11,100	52,000	68,600	92,600	117,500	158,900
全道の保険料	12,900	12,900	60,500	79,700	107,600	136,500	184,700
名寄市(国保)	15,000	15,000	66,000	92,000	128,000	167,000	232,000
軽減の適用	7割軽減	7割軽減	2割軽減	2割軽減	軽減なし	軽減なし	軽減なし

被保険者証の交付はいつ？

後期高齢者医療制度が始まる平成20年4月1日から被保険者となる方には、3月下旬に交付します。その後、75歳になって被保険者になる方には、被保険者の資格を取得する日までに交付します。

保険証は3月
下旬に郵送します

被用者保険の被保険者は

加入する前日まで、会社の健康保険などの被用者保険の加入者に扶養されていた方は、これまで保険料の負担がなかったことから、激変緩和のため、2年間、所得割がかからず、均等割額が5割軽減されます。なお、これらの方は、平成20年度は特例として保険料を9月まで徴収せず、その後の半年は均等割額の1割、1800円の負担となります。

詳しい説明会を開催します

75歳以上の方が全て加入する新しい医療制度について、1月中旬

から出前講座で説明会を開催します。

町内会、老人クラブなどを対象に行いますので、お気軽に連絡をしてください。なお、希望の日程が重なる場合には調整することもあります。

問い合わせ

災害などで重大な損害を受けたときや特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方は、保険料が減免される場合があります。

制度の運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や各種申請、届出などの窓口業務は名寄市が行います。

・問い合わせ

市民課年金老人保健係

名寄庁舎1階

01654 2111

(内線3119)

風連庁舎1階

01655 2511

(内線119)

